

蒲郡駅事件第8回公判・報告集会 検察の論告崩れ去る！

3月19日、蒲郡駅事件第8回公判・報告集会が開催されました。全国から130名を超える仲間が結集し、最終意見陳述を加藤誠二さんと共に闘い抜きました。

弁護人は、最終弁論で検察官の論告が如何に憶測と推論で固めた恣意的なものであるかを具体的に論じました。さらに、事実認定が非科学的で合理性がないことを、一つひとつ明らかにし、「懲役10月」としたことが如何にデタラメで根拠のないことを弁論しました。

弁論要旨では、被告人は無実・無罪であるとした上で、加藤さんが窃取したとされる会社文書は、鍵の掛かった助役書庫にあり、その中の膨大なファイル類から探し出すことは、文書の存在を知らない加藤さんには到底不可能であること、また、防犯カメラの映像から、書庫から持ち出したとされる時間は、僅か1分11秒でしかなく、会社文書を持ち出せる状況ではないことを事実に基づき論じました。

さらに、会社文書とHPが一致する根拠として検察が採用した、「紙の汚れ等の一致」についても、コピー用紙の質が悪いため黒点などが多く、逆に一致しないものも多く、1枚あたり僅か2～3点の一致でしかないことを指摘しました。また、指紋についても証拠として提出していないことから、加藤さんが窃取したという事実は何一つ立証されておらず、証拠調べを終えて、無実・無罪ということがより確信できることを陳述しました。検察の論告は完全に崩れ去りました。

加藤さんも意見陳述で、あらためて無実・無罪を主張し、この事件はJR東海労・JR総連を敵視する会社と警察権力によってデッチ上げられたものであることを力強く訴えました。

検察官論告＝窃取した財物は単なる「コピー用紙？」
「会社文書を持ち出したか否か」ということに関して
審理したこととは一体何のためだったのか！